

八郎潟町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

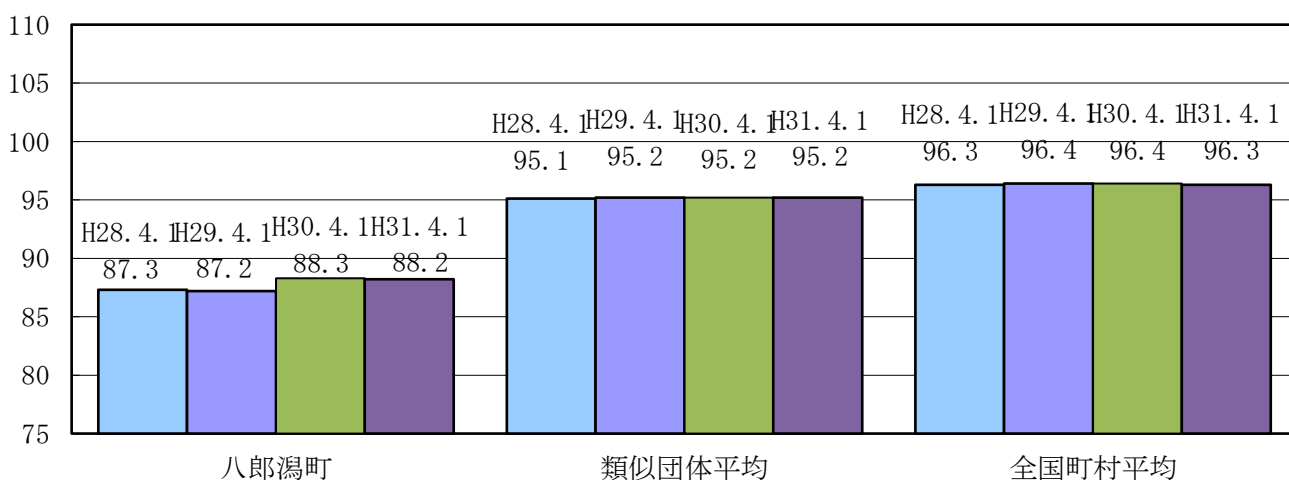
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	5,892	3,276,966	149,727	368,181	11.2	11.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	55	181,009	20,400	68,311	269,720	4,904	5,777

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場
 [3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※当町には人事委員会がありませんので、勧告はありません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し 実施

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合はその理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年3月1日
(内容)一般行政職の給料表については、秋田県人事委員会勧告及び他町村との均衡を踏まえて改定を実施。激変緩和のため、3年間(平成31年2月28日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (31年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八郎潟町	41.9 歳	292,848 円	346,987 円	306,824 円
秋田県	43.0 歳	329,500 円	398,286 円	361,736 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	41.7 歳	300,128 円	350,875 円	326,221 円

②技能労務職 ※当町において、平成31年4月1日現在、該当者はなし。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (31年4月1日現在)

区 分		八郎潟町	秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,544 円	180,544 円	180,700 円
	高 校 卒	148,203 円	148,203 円	148,600 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職	大 学 卒	248,172 円	330,896 円	245,124 円	- 円
	高 校 卒	233,639 円	303,206 円	344,363 円	371,695 円

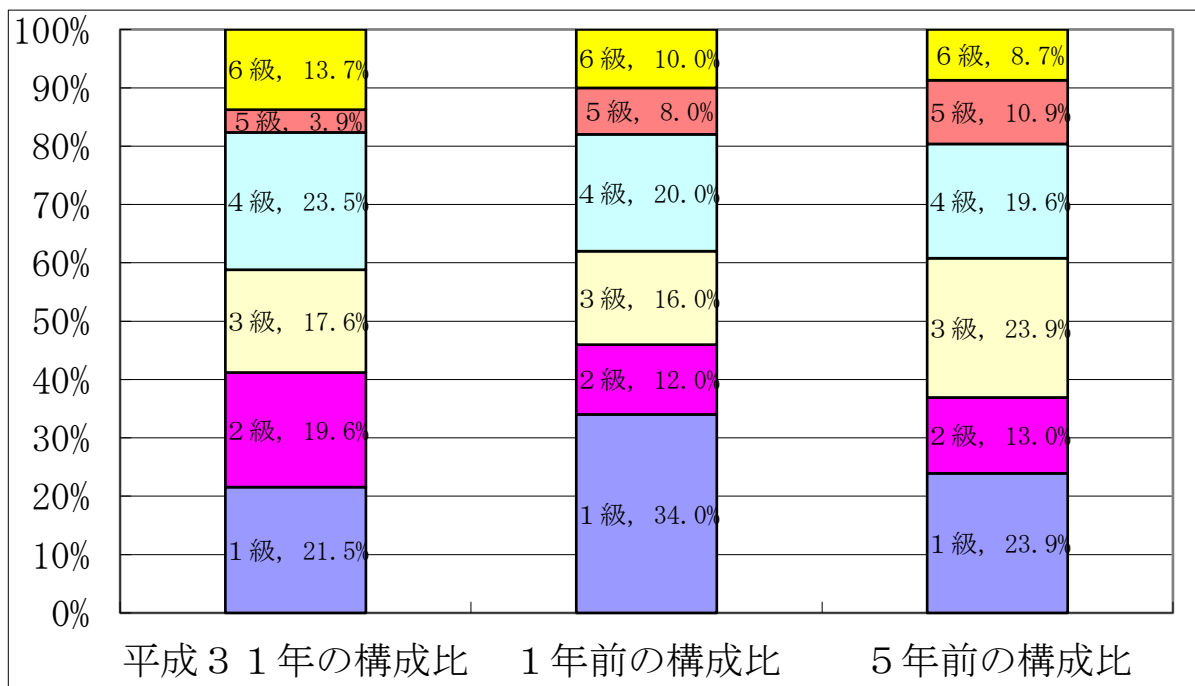
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課 長	7 人	13.7 %	321,370 円	412,989 円
5 級	課 長	2 人	3.9 %	290,864 円	395,672 円
4 級	課 長 補 佐	12 人	23.5 %	264,788 円	383,590 円
3 級	係 長	9 人	17.6 %	231,564 円	352,380 円
2 級	主 任	10 人	19.6 %	195,319 円	306,268 円
1 級	主 事	11 人	21.6 %	145,079 円	249,283 円

(注) 1 八郎潟町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

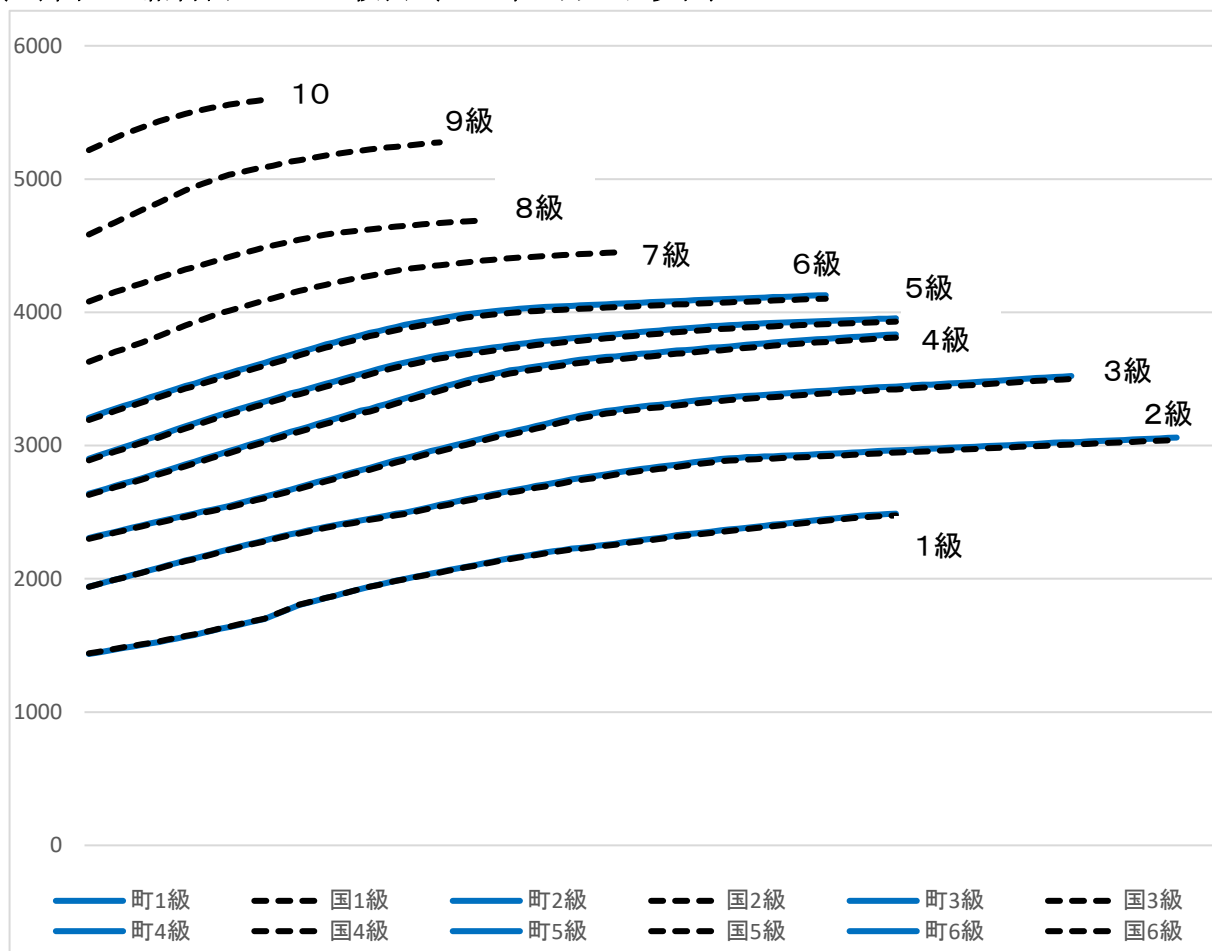
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (八郎潟町)

平成31年4月2日から令和2年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員		
	実施した	実施した	実施した	実施した	
イ 人事評価を実施した	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準の区分	○		○	
	標準、下位の区分	○		○	
	標準の区分のみ	-	○	-	○

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八郎潟町		秋 田 県		国	
1人当たり平均支給額（30年度） 1,305 千円		1人当たり平均支給額（30年度） 1,696 千円		—	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.75 月分 (1.45) 月分 (0.850) 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八郎潟町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	実施した		実施した	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ	-	○	-	○

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

八郎潟町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.040 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

※当町において、地域手当の支給実績はなし。

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

※当町において、特殊勤務手当はなし。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	4,576 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	83 千円
支給実績（29年度決算）	8,440 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	153 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時価員外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ・配偶者なし 6,500円 ・特定期間加算 5,000円 	同	無	5,705 千円	103,727 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間 支給限度額 27,000円 ・自宅 	同	無	1,740 千円	31,636 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等の利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等の使用 支給限度額 24,500円 	同	無	1,672 千円	30,400 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表5級以上の職員等に支給 課長職 支給額 18,000円 	異	率	2,149 千円	39,072 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・宿日直勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務の区分により支給 4,200円 	同	無	1,060 千円	19,272 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯等の区分により1月～3月に支給 1) 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2) その他の職員 7,360円 	同	無	3,360 千円	61,090 円

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	630,000 円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 306,000 円	
	副 町 長	503,000 円 () 円)	710,000 円 / 490,000 円	
報 酬	議 長	210,000 円 () 円)	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	194,000 円 () 円)	320,000 円 / 175,000 円	
	議 員	186,000 円 () 円)	300,000 円 / 155,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(30年度支給割合) 2.85 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 2.85 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	$630,000 \times \text{在職月数} \times 0.47$	1,421 万円	任期毎
	備 考	$503,000 \times \text{在職月数} \times 0.28$	676 万円	任期毎
通 勤 手 当	町 長 副 町 長	(内容及び支給) 副町長については一般職の職員の例により支給		
寒 冷 地 手 当	町 長 副 町 長	(内容及び支給) 一般職の職員の例により支給		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

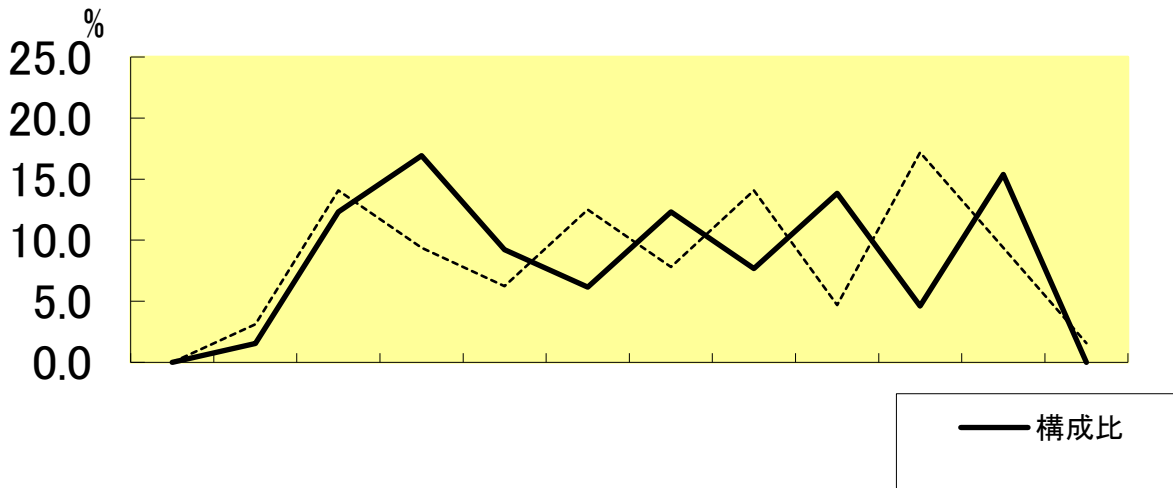
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	組織改革に伴う異動による職員増
		総務企画	16	16	0	
		税務	4	4	0	
		民生	4	4	0	
		衛生	5	5	0	
		農林	5	6	1	
		商工 土木	1 5	1 5	0 0	
	計	41	42	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.26 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 112.59 人)	
	教育部門	14	14	0		
	消防部門	0	0			
	小計	55	56	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 135.64 人)	
公営企業等 会計部門		水道	2	2	0	
		下水道	1	1	0	
		その他	7	7	0	
		小計	10	10	0	
合計			65 [85]	66 [85]	1 [0]	組織改革に伴う異動による職員増 <参考> 人口1万人当たり職員数 111.98 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	10人	10人	7人	3人	7人	5人	11人	3人	7人	0人	65人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		38	40	41	42	41	42	4 (10.5%)
教育		12	13	13	14	14	14	2 (16.7%)
消防		—	—	—	—	—	—	
普通会計		50	53	54	56	55	56	6 (12.0%)
公営企業等会計		11	10	10	10	10	10	△1 (△9.1%)
計		61	63	64	66	65	66	5 (8.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	126,002	千円 20,716	千円 11,009	% 8.7	% 9.0

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり		(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A	
30年度	人 2	千円 5,933	千円 862	千円 1,886	千円 8,681	千円 4,341	千円 6,181	

(注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。

2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 郎 潟 町	34.5 歳	245,119 円	361,708 円
団 体 平 均	41.9 歳	292,848 円	408,667 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八郎潟町		八郎潟町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(30年度) 943 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,305 千円	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.75 月分 (0.850) 月分		勤勉手当 1.75 月分 (0.850) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）・・・一般職職員に同じ

ウ 地域手当（平成31年4月1日）・・・該当なし

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）・・・当町において、特殊勤務手当はなし

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	424 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	212 千円
支給実績（29年度決算）	385 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	192 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）・・・一般職に同じ